

第1章 プランの概要・堺市の教育理念

1. プランの概要

(1) 策定の趣旨

教育の普遍的な使命として、教育基本法の前文では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」とうたわれています。また、同法第1条においては、教育の目的として、「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が規定されています。

堺市では、政令指定都市元年である平成18(2006)年度を「教育改革元年」と位置付け、新たな決意で教育行政に取り組むための理念や基本的指針を示した「堺市教育活性化プラン」を平成18(2006)年9月に策定しました。同プランをもとに、よりよい教育の実現と教育諸課題の解決に向け、学校教育と生涯学習が連動し、子ども一人ひとりの個性や限りない可能性を伸ばし、地域ぐるみで子どもたちのゆめを育むオンリーワンの教育による「堺から世界へはばたく堺っ子」の育成に取り組んできました。

平成23(2011)年度には堺市におけるはじめての教育振興基本計画として「未来をつくる堺教育プラン(以下「第1期プラン」といいます。)を策定、平成28(2016)年度にはこれを継承・発展させた「第2期未来をつくる堺教育プラン(以下「第2期プラン」といいます。)」を策定し、「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」を堺市のめざす子ども像と定め、縦につながる教育、横にひろがる教育の視点のもと、教育の充実に取り組んできました。

しかしながら、急速な技術革新、グローバル化の進展、超スマート社会(Society5.0)の実現に向けた動きなど、社会の変化が加速度を増すなかで、次代を担う子どもたちを育むためには、教育が社会の変化についていくのではなく、教育が社会の変化を生み出すという強い意志をもって、これまでの取組の状況、現状と課題をふまえ、学校・家庭・地域等がより一層連携・協働し、新たな時代に対応した取組を推進することが重要です。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う学校園の臨時休業により、学校は、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながるができる居場所・セーフティネットとして、身体的・精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っていることが再認識されました。

すべての子どもたちが多様性を認め、ゆめや目標、挑戦心や粘り強さをもって、感性を豊かに働かせながら未来を切り拓くことができる力を、ICTを積極的に活用しながら、誰一人取り残すことなく育む必要があります。

こうしたことをふまえ、本市では第2期プランの成果を継承、発展させつつ、今後5年間の教育

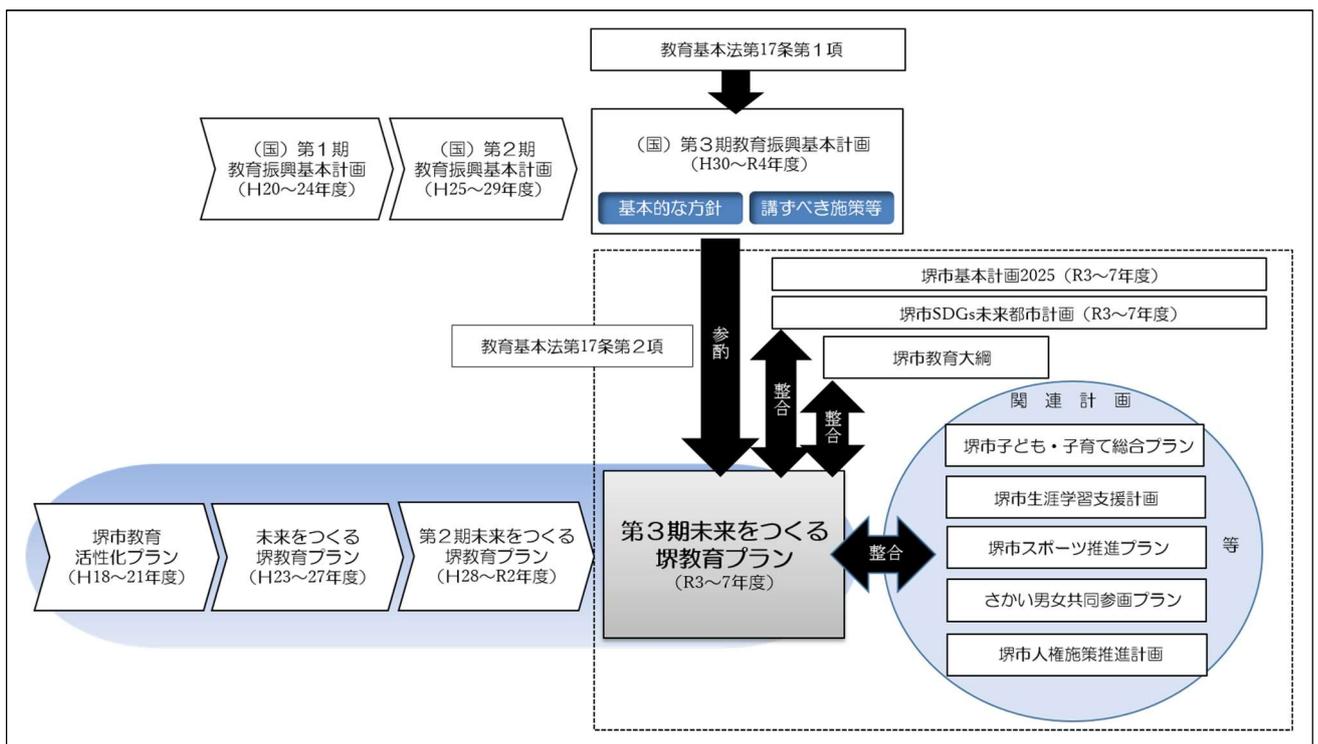
の充実に向けた基本的な方向性を定める指針として、「第3期未来をつくる堺教育プラン（以下「第3期プラン」といいます。）」を策定するものです。

(2) 位置付け

本プランは、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定します。第2期プランの成果と課題をふまえ、学校教育を中心とし、家庭・地域等との連携・協働のもと、子どもたちを育むための本市の教育分野の計画とします。なお、推進にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく「堺市教育大綱」や、市政全般の基本方針である「堺市基本計画2025」とも整合性を図ります。

また、子どもたちを育むためには、学校教育だけでなく、家庭における教育や、保健、福祉の分野、さらには人生100年時代を見据えた、ライフステージに応じたスポーツ活動などを含む生涯学習との連携なども大きく関わってきます。

教育委員会が所管する分野のみでは解決できない課題も存在するため、他の部局が策定する関連計画や施策との連携を図りながら、教育施策を推進します。



(3) 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの概ね5年間とします。

なお、社会状況の変化に応じて、施策の見直しを行います。

(4) プランの範囲

学校教育を中心として、家庭、地域社会も含めた教育に関わる取組を範囲とします。

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

■ プランの概要・堺市の教育理念

2. 堺市の教育理念

変化が激しく将来を予測することが困難な社会の中であっても、次代を担う子どもたちが、充実した豊かな人生を生きるとともに、社会の持続的な発展に貢献するなど、明るい未来を思い描きながら、自分を見失わず成長していくことが重要です。

そのためには、多様な価値観を認め合い、自分も他者も大切に作る心、他者とよりよい関係を築きながら協働する力、大きな視野で主体的に判断し、予期せぬ事態へ柔軟に対応する能力、挑戦心をもって新たな世界にふみ出す勇氣、粘り強く最後までやり抜く力、そしてそれらを支える健康な体と体力、加えて生涯にわたって学び続ける意欲を身につけた人格を形成することが、教育の大きな役割です。

本市では、このような教育に課せられた役割に対して、よりどころとなる普遍的な理念である「ひとづくり・まなび・ゆめ」を教育理念として定めています。

《教育理念》「ひとづくり・まなび・ゆめ」

1. 豊かな心の人づくり

自分のよさや可能性を知り、多様な価値観を認め、相手の立場を思いやり大切にできる豊かな心、大きな視野で社会やものごとをとらえることのできる心のゆとり、秩序を重んじ、社会性を身につけるための規範意識の育成を進めます。

2. 確かな学びの形成

社会の中で生きていくために必要となる、自ら問題を発見し、試行錯誤しながら解決し、新たな価値を創造していくことができる力や、自ら学び、他者と協働しながら、学んだことを社会で生かすことのできる幅広い学力の確かな形成に努めます。

3. ゆめをはぐくむ教育の推進

未来をつくる子どもたちが、自分のよさや個性、可能性を發揮し、ゆめの実現に向けて多様な選択ができる誰一人取り残すことのない教育を推進します。

また、先人から受け継いだ自由・自治の精神、歴史・文化を継承し、優れた文化を創造できる教育を推進します。